

第 7 章

第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解

第7章. 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は4件あった。

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	不老川は、たびたび洪水を引き起こしている。事業を進めるならば、①道路は、浸透性のある舗装にしていただきたい。②進出企業の敷地に基準以上の浸透ます等の設置、駐車場は舗装しないなどの制限をかけていただきたい。	「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、調整池を新たに設置する計画である。 今後、調整池以外の雨水対策を土地区画整理組合と協議をしながら、検討する。
	公園や緑地を設けるなど湧水が枯れないように配慮してください。圏央道に行く車両は県道川越入間線にアクセスすることが充分考えられる。県道との交差点には、双方の道路に右折レーンを設けられるよう県や入間市と調整してください。	本事業では、湧水に影響を及ぼすような、大量の地下水を揚水する計画はない。 今後地下水位に関する調査を実施し、本事業による影響を予測・評価することにより、将来の土地利用について検討する。 アクセスルート以外の道路についても、既存の交通量等を踏まえ、必要に応じて道路管理者と協議を実施する。 また、自動車の走行に伴う大気質・騒音・振動について、新設道路のみならず、県道川越入間線も含めて調査・予測・評価を実施する。
	この地域は北に不老川、南に林川・谷川に挟まれた河川の氾濫源の場所である。雨水に配慮した区域取りとなつてなく残念である。 上藤沢・林・宮寺間新設道路を宮寺まで早期に着工し、その間に林地区全体の雨水等の流れを把握して雨水整備計画(調節池等)を練り、それから区画整理事業(工業)の計画を練るのが望ましい。	「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、調整池を新たに設置する計画である。 計画地全域の雨水整備計画に関しては、上藤沢・林・宮寺間新設道路(幹線道路)や区画道路等、事業全体を把握し策定する。 今後、調整池以外の雨水対策を土地区画整理組合と協議をしながら、検討する。
	下流の藤沢地区に水害の影響が及ばないようにしてください。 周囲の環境に配慮して調節池を設置するのが基本である。	「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、調整池を新たに設置する計画である。 今後、調整池以外の雨水対策を土地区画整理組合と協議をしながら、検討する。

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示された知事の意見と事業者の見解は、表7.2-1に示すとおりである。

表 7.2-1 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者の見解
事業計画について	事業計画については、計画地内及び農地を主体とする周辺地域の環境に十分配慮し、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。	造成計画として、できる限り土工量を抑えることにより、建設機械及び工事用車両の台数の低減を図るとともに、調整池設置工事を先行することにより、工事施工箇所での排水については、調整池にて濁水を沈殿させるなど、環境負荷が低減される工事工程を検討した。 また、具体的な土地利用計画を定め、準備書第2章に記載した。
	上藤沢・林・宮寺間新設道路整備事業の進捗に伴い、交通量及び交通流が共に大きく変化すると予想されるため、その影響に十分に留意して調査、予測及び評価を行うこと。	存在・供用(自動車交通の発生)による大気質・騒音・振動への影響については、上藤沢・林・宮寺間新設道路整備事業の供用も想定したうえで、調査、予測及び評価を行った。
調査、予測及び評価について	全般的事項 進出予定企業の業種を製造業、物流業としているが、事業内容をできる限り具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。 なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。	進出予定企業の業種を製造業、物流業としているが、現時点では事業内容に不明確な部分が残ることから、項目ごとに最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行った。
	騒音・振動 造成工事中及び供用後も大型車両の交通量の増加が見込まれるため、林神社北東部の住宅地を対象とする調査地点を追加する等、十分に留意して調査、予測及び評価を行うこと。	林神社北東部の住宅地を対象に、道路交通騒音・振動の調査地点を追加し、予測及び評価を行った。
	水質・動植物・生態系 工事による土砂流出等の水生生物の生息環境への影響が予想される。希少種に限らず、身近な生物にも配慮して予測及び評価を進めること。 また、底生生物の生息環境調査として、河川底質の状況を把握すること。	動植物については、希少種に限らず、動植物相として身近な生物も考慮して予測及び評価を行った。 また、底生生物調査地点において、河川底質の調査を追加し、底生生物の生息環境を把握した。
		緑地の減少により、生物の狭山湖等からの移動経路(ネットワーク)が分断されるおそれがあるため、地域の概況を広域で把握し、生態系の評価を行うこと。
計画地周辺で活動する環境保全団体等から情報収集を行い、予測及び評価に活かすとともに、環境保全に努めること。	計画地に隣接する大森調節池の動植物等について、環境保全団体から情報を収集し、予測及び評価に活用した。	

項目		知事意見	事業者の見解
調査、予測及び評価について	景観	各神社の参道を視軸とした撮影ポイントを設置し、景観変化の影響について予測すること。	景観については、林神社及び稲荷神社の参道を視軸とした場所に調査地点を追加し、景観変化の影響について予測及び評価を行った。
		住民が日常的に慣れ親しんだ茶畑の景観について、茶畑がなくなった時点での景観像に対する予測を行うこと。	景観の各調査地点においてフォトモンタージュを作成し、現況写真との比較により、茶畑も含め景観変化の影響について予測及び評価を行った。
	自然とのふれあいの場	既存のウォーキング団体や日常的な散策者等に、散歩等の利用実態について調査し、ふれあいの場への影響を評価すること。	自然とのふれあいの場については、現状の散歩ルート等を勘案し、現地調査地点を2地点設定し、歩行者等の数をカウントするとともに、アンケート及びヒアリングを行い、散歩等の利用実態を把握したうえで、予測及び評価を行った。
	史跡・文化財	計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が広く存在する可能性があるため、包蔵地外も含めて調査を行うこと。 また、試掘においては、旧石器時代の遺物がある可能性があるため、関東ローム層内についても確認を行うこと。	埋蔵文化財については、事前に試掘等の調査を行い、可能な限り埋め戻して保存を図った上で、保存が難しい場所は、記録保存を図る。 なお、調査、保全に当たっては、周知の埋蔵文化財包蔵地の周囲の確認も含め、事業着手前に所沢市教育委員会と協議を行い、指導を受けながら適切に実施するものとする。

